入札監理小委員会における審議の結果報告 名古屋国税局が管理する庁舎における施設管理・運営業務

国税庁(名古屋国税局)の当該民間競争入札実施要項(案)を入札監理小委員会で審議したので、その結果(主な論点と対応)を以下のとおり報告する。

1. 事業概要について

名古屋国税局が管理する庁舎における施設管理・運営業務であり、公共サービス改革基本方針(平成25年6月14日閣議決定)別表において選定され、業務の包括化と契約年数の複数年化を実施し、市場化テストは2回目。

2. 業務の評価を踏まえた対応について(資料7-2:8頁)

【論点】

競争性の確保について、入札区分の一部で1者応札となった背景として、 調達規模に応じた業者が少なく、結果として競争性の確保が困難であったこ とが挙げられることから、次期事業では、競争性を高める観点から区分の見 直しなどを検討する必要がある。

【対応】

県単位の4区分で入札を実施していたが、旧区分Bの静岡県を東部と西部の2つに区分。また、旧区分Cの愛知県は、税務署に加えて、名古屋国税局の総合庁舎及び第二庁舎を含んでおり、他の区分に比べると事業規模が大きいことから、税務署と名古屋国税局の総合庁舎及び第二庁舎とに区分し(旧区分Aの岐阜県と旧区分Fの三重県は、従来通りの区分のまま)、全体として、4区分を6区分に変更した。

3. その他の変更点について

- 契約期間の長期化(3→5年間)(資料7-2:7頁)
- 受託者の決定方法として総合評価落札方式以外の落札者決定方式(※)を採用(業務が定型化しているため、一定の入札参加資格をクリアした参加者による価格競争での対応が可能であるとのこと)(資料7-2:10頁)
- ※ 「総合評価落札方式以外の落札者決定方式の適用」(平成23年9月26日 監理委員会)
- ①入札参加資格として、従来の必須項目及び加算項目に係る提案書を求め、審査に合格することを条件として規定する。
- ②入札参加資格審査として、入札実施要項で定めた評価基準に基づき提案書を評価 (適否判定) し、基準を満たした合格者とする。
- ③ ②の合格者による入札により、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定する。
- →審査表(企画書の適否)別紙3及び企画書の記載内容の修正(資料7-2: 25 頁・43~50 頁)

4. 実施要項(案)の審議結果について

実施要項(案)の修正に至る意見はなかったが、一者応札の要因及び競争性の担保に向けての取組について確認を行った。

5. パブリック・コメントの結果

平成 28 年 9 月 12 日から 10 月 3 日までの間のパブリック・コメントを行ったが、寄せられた意見はなかった。

以上